

## 令和8年度 子ども支援員（パートタイム会計年度任用職員）登録者選考面接実施要項

令和7年12月

こども未来部こども政策課

阪南市教育委員会

この選考面接は、阪南市立小・中学校及び幼稚園に配置する子ども支援員登録にあたり、その選考資料とするため実施するものです。

### 1. 職種及び受験資格

職種	勤務形態	受験資格	
		国家資格等	要件・その他
子ども支援員	7時間 5時間 4時間	特になし	*子ども支援員として必要な熱意と識見を有する方。 *地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。 *7時間の子ども支援員につきましては、小、中学校のみの配置となります。 *医療的ケアの7時間については中学校のみ、3時間については小学校のみの配置、また5.5時間については、幼稚園のみの配置となります。
	医療的ケア 7時間 3時間 5.5時間	看護師もしくは准看護師免許	

### 2. 申込受付（※郵送不可）

①日 時 令和8年1月6日(火)～令和8年2月10日(火)

午前8時45分～午後5時15分(閑庁日を除く)

②場 所 阪南市役所 学校教育課(2階27番窓口)

③必要書類 履歴書・調査票・看護師資格等を証明する書類(写し可、医療的ケアのみ)

※調査票は申込受付時にご記入いただきます。

※履歴書、調査票は、返却しません。

### 3. 面接

①日 時 令和8年2月14日(土)・15日(日) 時刻は「受験票」に記載

②場 所 阪南市役所 別棟2階 第4会議室  
面接時刻の10分前には控え室(第2会議室)で受付を済ませてください。

③方 式 個人面接

④携 行 品 受験票・筆記用具

⑤結果発表 令和8年3月上旬予定(全受験者へ郵送にて通知)

### 4. 給料・勤務条件等

別紙「令和8年度 子ども支援員 登録者募集要項」参照

### 5. その他

①任用に際しては、すみやかに健康診断を受診していただきます(自己負担)。

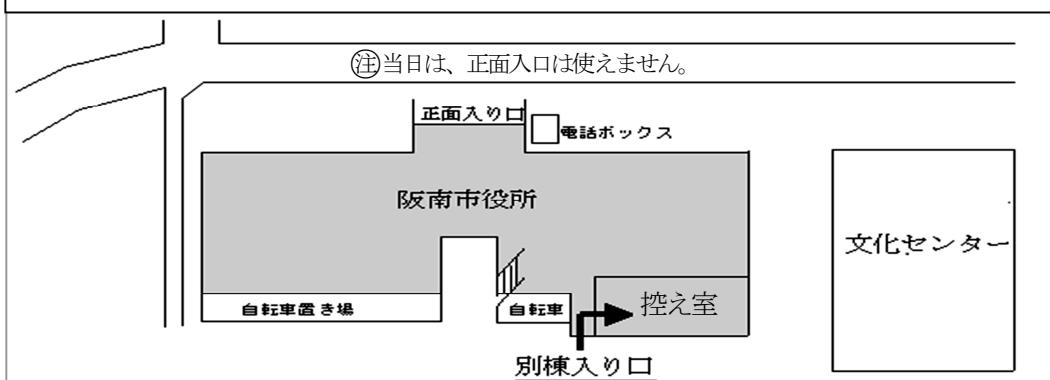
②受験資格がない者及び申込内容等で不実記載が判明した者については、任用を取り消すことがあります。

③受験票は試験当日必ず持参してください。

④申込後、受験できなくなった場合、すみやかに下記まで連絡願います。

**連絡先 阪南市教育委員会事務局 学校教育課 TEL 072(489)4541**

当時は、面接時刻の10分前には控室(第2会議室)にて受付を済ませてください。  
第2会議室へは庁舎山側右別棟入口よりお入りください。



**令和8年度 子ども支援員(小・中学校)  
(1日7時間勤務/パートタイム会計年度任用職員) 登録者募集要項**

阪南市教育委員会

阪南市教育委員会では、「令和8年度子ども支援員登録者」として、支援に必要な熱意と識見を有する方を募集します。(選考を経てそれぞれの登録者名簿に登載された方より、雇用必要数に応じて、任用(採用)いたします。)

**資格要件について**

○ありません。

**応募資格について**

○地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

**【欠格条項】**

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者
- 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**業務内容等について**

○阪南市立小・中学校に在籍する障がい等のある子どもの安全確保と生活介助、障がいのあると思われる子どもの学習の支援に係る業務です。

- 学校内における当該児童・生徒の身辺処理の介助に関する事。
- 学校内で移動する場合の介助に関する事。
- 学校が行う校外活動に当該児童・生徒が参加する場合の介助に関する事。(宿泊を伴う場合あり)
- 上記に掲げるもののほか、校長が必要と認める職務(学習プリントの準備、清掃・消毒作業等の学校業務に関わる事務補助及び学習の支援等を含む)に関する事。

○勤務についての条件は次のとおりです。

勤務地	市内小・中学校
勤務時間	基本8:15～16:00(7時間・休憩時間45分) ※始業時刻及び終業時刻詳細は、教育委員会事務局及び校長との話し合いで決定いたします。 ※配置された学校の実態に応じ、時間変更する場合があります。
勤務日	毎週月曜日～金曜日(祝日・学校休業日等を除く。学校行事で土・日勤務の場合があります。) ※各校の登校日に合わせた勤務のため、夏休み期間等長期休業の月は勤務日数が減少します。
報酬等	日額 9,458円 ※期末手当・勤勉手当が支給されます。 ※採用されるまでの職務履歴によって、市の規定により一部経験加算があります。
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
休暇	ア) 年次有給休暇 あり イ) 特別休暇(忌引休暇等) あり
交通費	1か月当たり55,000円を超えない範囲で条例・規則の定めにより支給します。 ※自動車通勤については、校長の承認と、自己負担により学校敷地外に駐車場を確保していただくことが必要です。 ※通勤距離2km未満の場合は支給できません。

	<p>ア) 労働者災害補償保険（労災）を適用します。</p> <p>イ) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険は加入対象です。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 任免及び配置校決定は教育委員会が行います。ただし、教育委員会が子ども支援員としてふさわしくない行為その他特別の事情があると認めたとき、任期中においても解職する場合があります。</li> <li>* 職務遂行上知り得た児童生徒の個人情報はもとより、学校経営に関する知り得た情報は、一切第三者に漏らしてはなりません。また、その職を退いた後も同様とします。 その他、地方公務員法上の服務に関する次の規定が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○法令等及び、上司の職務上の命令に従う義務</li> <li>○信用失墜行為の禁止</li> <li>○職務に専念する義務</li> <li>○政治的行為の制限</li> <li>○争議行為等の禁止</li> </ul> </li> <li>* 兼業については、地方公務員法の適用により、申請が必要となります。</li> </ul>

\*その他、勤務条件について、協議を要するときは、教育委員会事務局と学校長で協議いたします。

**令和8年度 子ども支援員(幼稚園、小・中学校)  
(1日4・5時間勤務/パートタイム会計年度任用職員) 登録者募集要項**

こども未来部こども政策課  
阪南市教育委員会

こども未来部こども政策課及び阪南市教育委員会では、「令和8年度子ども支援員登録者」として、支援に必要な熱意と識見を有する方を募集します。(選考を経てそれぞれの登録者名簿に登載された方より、雇用必要数に応じて、任用(採用)いたします。)

**資格要件について**

○ありません。

**応募資格について**

○地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

**【欠格条項】**

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者
2. 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**業務内容等について**

○阪南市立小・中学校及び幼稚園に在籍する障がい等のある子どもの安全確保と生活介助、障がいのあると思われる子どもの学習の支援に係る業務です。

- (1) 学校園内における当該幼児・児童・生徒の身辺処理の介助に関する事。
- (2) 学校園内で移動する場合の介助に関する事。
- (3) 学校園が行う校園外活動に当該幼児・児童・生徒が参加する場合の介助に関する事。(宿泊を伴う場合あり)
- (4) 上記に掲げるもののほか校園長が必要と認める職務(学習プリントの準備、清掃・消毒作業等の学校園業務に係る事務補助及び学習の支援等を含む)に関する事。

○勤務についての条件は次のとおりです。

勤務地	市内幼稚園、小・中学校
勤務時間	基本8:15~12:15(4時間・休憩なし) 基本8:15~14:00(5時間・休憩時間45分) ※始業時刻及び終業時刻詳細は、こども政策課、教育委員会事務局及び校園長との話し合いで決定いたします。 ※配置された学校園の実態に応じ、時間変更する場合があります。
勤務日	毎週月曜日~金曜日(祝日・学校休業日等を除く。校園行事で土・日勤務の場合があります。) ※校園の登校(園)日に合わせた勤務のため、夏休み期間等長期休業の月は勤務日数が減少します。
報酬等	時給 1,335円 ※期末手当・勤勉手当は支給されません。
任用期間	令和8年4月1日~令和9年3月31日
休暇	ア) 年次有給休暇 あり イ) 特別休暇(忌引休暇等) あり

交通費	支給なし ※自動車通勤については、校園長の承認と、自己負担により学校園敷地外に駐車場を確保していただくことが必要です。
その他	<p>ア) 労働者災害補償保険（労災）を適用します。      イ) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険は加入対象外です。</p> <p>* 任免及び配置校決定はこども政策課及び阪南市教育委員会が行います。ただし、子ども支援員としてふさわしくない行為その他特別の事情があると認めたとき、任期中においても解職する場合があります。</p> <p>* 職務遂行上知り得た園児児童生徒の個人情報はもとより、学校園経営に関して知り得た情報は、一切第三者に漏らしてはなりません。また、その職を退いた後も同様とします。      その他、地方公務員法上の服務に関する次の規定が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法令等及び、上司の職務上の命令に従う義務</li> <li>○信用失墜行為の禁止</li> <li>○職務に専念する義務</li> <li>○政治的行為の制限</li> <li>○争議行為等の禁止</li> </ul> <p>* 兼業については、地方公務員法の適用により、申請が必要となります。</p>

\*その他、勤務条件について、協議を要するときは、こども政策課と教育委員会事務局及び校園長で協議いたします。

**令和8年度 子ども支援員(中学校)  
(医療的ケア1日7時間勤務/パートタイム会計年度任用職員) 登録者募集要項**

阪南市教育委員会

阪南市教育委員会では、「令和8年度子ども支援員登録者」として、支援に必要な熱意と識見を有する方を募集します。(選考を経てそれぞれの登録者名簿に登載された方より、雇用必要数に応じて、任用(採用)いたします。)

**資格要件について**

- 看護師もしくは准看護師免許が必要です。(令和8年3月末までに取得見込の方を含む。)

**応募資格について**

- 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

**【欠格条項】**

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者
- 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**業務内容等について**

- 阪南市立中学校に在籍する障がい等のある子どもの安全確保と生活介助、障がいのあると思われる子どもの学習の支援に係る業務です。

- 学校内における当該児童の身辺処理の介助に関する事。
- 学校内で移動する場合の介助に関する事。
- 学校が行う校外活動に当該児童が参加する場合の介助に関する事。(宿泊を伴う場合あり)
- 上記に掲げるもののほか校長が必要と認める職務(学習の支援を含む)に関する事。
- 医療的ケア及び医療的ケアに係る主治医・保護者等との連絡連携や関係書類の整理に関する事。

- 勤務についての条件は次のとおりです。

勤務地	市内中学校
勤務時間	基本8:00～15:45(7時間・休憩時間45分) ※始業時刻及び終業時刻詳細は、教育委員会事務局及び学校長との話し合いで決定いたします。 ※配置された学校の実態に応じ、時間変更する場合があります。
勤務日	毎週月曜日～金曜日(祝日・学校休業日等を除く。学校行事で土・日勤務の場合があります。) ※各校の登校日に合わせた勤務のため、夏休み期間等長期休業の月は勤務日数が減少します。
報酬等	日額12,547円～※期末手当・勤勉手当が支給されます。 ※採用されるまでの職務履歴によって、市の規定により一部経験加算があります。
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
休暇	ア) 年次有給休暇 あり イ) 特別休暇(忌引休暇等) あり
交通費	1か月当たり55,000円を超えない範囲で条例・規則の定めにより支給します。 ※自動車通勤については、学校長の承認と、自己負担により学校敷地外に駐車場を確保していただくことが必要です。 ※通勤距離2km未満の場合は支給できません。

	<p>ア) 労働者災害補償保険（労災）を適用します。</p> <p>イ) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険は加入対象です。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 任免及び配置校決定は教育委員会が行います。ただし、教育委員会が子ども支援員としてふさわしくない行為その他特別の事情があると認めたとき、任期中においても解職する場合があります。</li> <li>* 職務遂行上知り得た児童生徒の個人情報はもとより、学校経営に関する知り得た情報は、一切第三者に漏らしてはなりません。また、その職を退いた後も同様とします。 その他、地方公務員法上の服務に関する次の規定が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○法令等及び、上司の職務上の命令に従う義務</li> <li>○信用失墜行為の禁止</li> <li>○職務に専念する義務</li> <li>○政治的行為の制限</li> <li>○争議行為等の禁止</li> </ul> </li> <li>* 兼業については、地方公務員法の適用により、申請が必要となります。</li> </ul>

\*その他、勤務条件について、協議を要するときは、教育委員会事務局と学校長で協議いたします。

**令和8年度 子ども支援員(小学校)  
(医療的ケア1日3時間勤務/パートタイム会計年度任用職員) 登録者募集要項**

阪南市教育委員会

阪南市教育委員会では、「令和8年度子ども支援員登録者」として、支援に必要な熱意と識見を有する方を募集します。(選考を経てそれぞれの登録者名簿に登載された方より、雇用必要数に応じて、任用(採用)いたします。)

**資格要件について**

○看護師もしくは准看護師免許が必要です。(令和8年3月末までに取得見込の方を含む。)

**応募資格について**

○地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

**【欠格条項】**

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者
2. 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**業務内容等について**

○阪南市立小学校に在籍する障がい等のある子どもの安全確保と生活介助、障がいのあると思われる子どもの学習の支援に係る業務です。

- (1) 学校内における当該児童の身辺処理の介助に関する事。
- (2) 学校内で移動する場合の介助に関する事。
- (3) 学校が行う校外活動に当該児童が参加する場合の介助に関する事。(宿泊を伴う場合あり)
- (4) 上記に掲げるもののほか校長が必要と認める職務(学習の支援を含む)に関する事。
- (5) 医療的ケア及び医療的ケアに係る主治医・保護者等との連絡連携や関係書類の整理に関する事。

○勤務についての条件は次のとおりです。

勤務地	市内小学校
勤務時間	基本8:15～16:00のうち3時間 ※始業時刻及び終業時刻詳細は、教育委員会事務局及び校長との話し合いで決定いたします。 ※配置された学校の実態に応じ、時間変更する場合があります。
勤務日	毎週月曜日～金曜日(祝日・学校休業日等を除く。学校行事で土・日勤務の場合があります。) ※各校の登校日に合わせた勤務のため、夏休み期間等長期休業の月は勤務日数が減少します。
報酬等	時給 1,669円 ※期末手当・勤勉手当は支給されません。
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
休暇	ア) 年次有給休暇 あり イ) 特別休暇(忌引休暇等) あり
交通費	支給なし ※自動車通勤については、校長の承認と、自己負担により学校敷地外に駐車場を確保していただくことが必要です。

	<p>ア) 労働者災害補償保険（労災）を適用します。</p> <p>イ) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険は加入対象外です。</p>
その他	<p>* 任免及び配置校決定は教育委員会が行います。ただし、教育委員会が子ども支援員としてふさわしくない行為その他特別の事情があると認めたとき、任期中においても解職する場合があります。</p> <p>* 職務遂行上知り得た児童生徒の個人情報はもとより、学校経営に関する知り得た情報は、一切第三者に漏らしてはなりません。また、その職を退いた後も同様とします。</p> <p>その他、地方公務員法上の服務に関する次の規定が適用されます。</p> <p>○法令等及び、上司の職務上の命令に従う義務</p> <p>○信用失墜行為の禁止</p> <p>○職務に専念する義務</p> <p>○政治的行為の制限</p> <p>○争議行為等の禁止</p> <p>* 兼業については、地方公務員法の適用により、申請が必要となります。</p>

\*その他、勤務条件について、協議を要するときは、教育委員会事務局と学校長で協議いたします。

**令和8年度 子ども支援員(幼稚園)  
(医療的ケア1日 5.5 時間週 5 日勤務／パートタイム会計年度任用職員)**  
**登録者募集要項**

こども未来部こども政策課

こども未来部こども政策課では、「令和8年度子ども支援員登録者」として、支援に必要な熱意と識見を有する方を募集します。(選考を経てそれぞれの登録者名簿に登載された方より、雇用必要数に応じて、任用(採用)いたします。)

**資格要件について**

○看護師もしくは准看護師免許が必要です。(令和8年3月末までに取得見込の方を含む。)

**応募資格について**

○地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

**【欠格条項】**

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は、その執行を受けることがなくなるまでの者
- 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**業務内容等について**

○阪南市立幼稚園に在籍する障がい等のある子どもの安全確保と生活介助、障がいのあると思われる子どもの学習の支援に係る業務です。

- 園内における当該幼児の身辺処理の介助に関する事。
- 園内で移動する場合の介助に関する事。
- 園が行う園外活動に当該幼児が参加する場合の介助に関する事。(宿泊を伴う場合あり)
- 上記に掲げるもののほか園長が必要と認める職務に関する事。
- 医療的ケア及び医療的ケアに係る主治医・保護者等との連絡連携や関係書類の整理に関する事。

○勤務についての条件は次のとおりです。

勤務地	市内幼稚園
勤務時間	基本 8:15～14:30 (5.5 時間・休憩時間 45 分) ※始業時刻及び終業時刻詳細は、こども政策課及び園長との話し合いで決定いたします。 ※配置された幼稚園の実態に応じ、時間変更する場合があります。
勤務日	毎週月曜日～金曜日(祝日・学校休業日等を除く。園行事で土・日勤務の場合があります。) ※各園の登園日に合わせた勤務のため、夏休み期間等長期休業の月は勤務日数が減少します。
報酬等	日額 9,858 円～ ※期末手当・勤勉手当が支給されます。 ※採用されるまでの職務履歴によって、市の規定により一部経験加算があります。
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
休暇	ア) 年次有給休暇 あり イ) 特別休暇(忌引休暇等) あり
交通費	1か月当たり 55,000 円を超えない範囲で条例・規則の定めにより支給します。 ※自動車通勤については、園長の承認と、自己負担により幼稚園敷地外に駐車場を確保していただくことが必要です。 ※通勤距離 2 km未満の場合は支給できません。

	<p>ア) 労働者災害補償保険（労災）を適用します。</p> <p>イ) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険は加入対象です。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 任免及び配置校決定はこども政策課が行います。ただし、こども政策課が子ども支援員としてふさわしくない行為その他特別の事情があると認めたとき、任期中においても解職する場合があります。</li> <li>* 職務遂行上知り得た児童生徒の個人情報はもとより、学校経営に関する知り得た情報は、一切第三者に漏らしてはなりません。また、その職を退いた後も同様とします。 その他、地方公務員法上の服務に関する次の規定が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○法令等及び、上司の職務上の命令に従う義務</li> <li>○信用失墜行為の禁止</li> <li>○職務に専念する義務</li> <li>○政治的行為の制限</li> <li>○争議行為等の禁止</li> </ul> </li> <li>* 兼業については、地方公務員法の適用により、申請が必要となります。</li> </ul>

\*その他、勤務条件について、協議を要するときは、こども政策課と園長で協議いたします。